

関西大学法学部教授 栗田 隆

第2章 再生手続の開始

- 3. 開始決定が実体関係に及ぼす効果(2)
 - 取戻権
 - 別除権

取	戻権	(52条)	١
ᄶ	ᄍᅋ	(027	,

- 再生手続の開始は、再生債務者に属しない財産 を再生債務者から取り戻す権利に影響を及ぼさ ない。
- 破産法の規定の準用
 - 1. 63条1項·2項
 - 2. 63条3項
 - 3. 64条

T. Kurita

別除権(1)(53条)

- 再生手続開始の時において再生債務者の財産に つき存する担保権
 - 1. 特別の先取特権
 - 2. 質権
 - 3. 抵当権
 - 4. 商事留置権
- 上記と同類の非典型担保権にも類推適用がある。
- 再生手続によらないで、行使することができる (53条2項・177条2項)

T. Kurita

		1

別除権 (2) 不足額主義 (88条・94条2項・160条) 担保権実行手続の中止命令 (31条) 破産法にはない制度であることに注意。 担保権消滅制度 (148条以下) 破産法の制度 (186条以下)とは若干異なる。制度趣旨の違いは、要件の違いから読み取ることができる。

T. Kurita